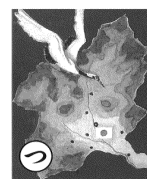




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年2月24日(水) 第9878号

目次

ページ

規則

- 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 2

告示

- 群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示(税務課) 3
- 免税軽油使用者証の無効(同) 3
- 群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示(技術支援課) 4
- 道路の区域変更(道路管理課) 7
- 道路の供用開始(同) 7

公告

- 土地改良区の管理規程変更認可(農村整備課) 7

落札

- 落札者等の決定(水道課) 7

■規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十六号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第四号中「及び印鑑登録証明書(市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書をいう。)」を削り、同項第五号中「法人の役員(全員の住民票の写し及び印鑑証明書(登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。))」を「及び法人の役員(全員の住民票の写し)」に改め、同項第七号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。別表第一カドミウムの項中「〇・〇一」を「〇・〇〇三」に、「K〇一〇二の五十五」を「K〇一〇二の五十五・二、五十五・三又は五十五・四」に改め、同表トリクロエチレンの項中「〇・〇三」を「〇・〇一」に改める。

別記様式第一号中「出」を削る。  
別記様式第二号(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「及び印鑑登録証明書」を削り、「法人の役員(全員の住民票の写し及び印鑑証明書)及び法人の役員(全員の住民票の写し)」に改める。  
別記様式第五号中「署名押印します」を「署名します」に、「氏名 印」を「氏名」に、「署名押印に代えて記名押印を行う」を「代表者の氏名を記名の上、世帯主が署名をする」に改める。  
別記様式第六号から別記様式第十号までの規定中「出」を削る。  
別記様式第十一号中「出」を削り、

カドミウム	mg/l		0.01	を
カドミウム	mg/l		0.003	に、「0.03」を「0.01」

に改める。  
別記様式第十二号から別記様式第十六号まで及び別記様式第十八号から別記様式第二十一号までの規定中「出」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別記様式第十一号の改正規定(「出」を削る部分を除く。)は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行つた群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査及び同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第39号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、条例第62条第1項に規定する個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告書の提出期限のうち、令和2年所得に係る提出期限については、年の途中において事業を廃止した場合を除き、同項の定めによらず、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月24日

群馬県知事 山本 一 太

## ◎群馬県告示第40号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和3年2月24日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	09-00068	令和2年3月1日から 令和3年3月31日まで	太田行政県税事務所	令和2年11月30日

◎群馬県告示第四十一号

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

群馬県農業共済組合検査規程(平成二十二年群馬県告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「及び携行」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条を第二十二条とし、第十四条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の次に次の一条を加える。

(検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付)

第十四条 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前条の検査命令書及び当該検査に係る検査員であることを証するものとして身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書(別記様式第三号)を交付しなければならない。

別記様式第一号及び別記様式第二号表面中「四」を削る。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第3号(規格A4)(第14条関係)

	番 号
	年 月 日
群馬県農業共済組合 組合長理事 氏 名 様	
	群馬県知事 氏 名
検査の実施について	
農業保険法第209条第 項の規定に基づき、群馬県農業共済組合の検査を下記のとおり実施しますので 通知します。	
記	
1 検査開始予定日	
	年 月 日
2 検査責任者	
	検査員の職名 氏名

附則  
この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生足利藤岡自転車道線	館林市下早川田町字堀切1605番の13地先から邑楽郡板倉町大字除川渡良瀬川右岸堤防敷地先まで	前	5.4～11.2	8277.5
			後	5.4～14.4	8306.0

◎群馬県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生足利藤岡自転車道線	館林市下早川田町字堀切1605番の13地先から邑楽郡板倉町大字除川渡良瀬川右岸堤防敷地先まで	令和3年2月24日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により群馬中部土地改良区の管理規程の変更を令和3年1月27日認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月24日

群馬県知事 山本 一太

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年2月24日

群馬県企業管理者 中島 啓介

- 1 落札に係る調達件名及び数量 群馬県企業局水道課12施設で使用する電気 年間予定使用電力量 18,4

68, 200 kWh

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企業局水道課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年1月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シナジアパワー 東京都台東区北上野1-9-12住友不動産上野ビル7階
- 5 落札金額 264,420,709円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年12月8日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---